



医療

県庁地域医療整備課からのお知らせ

問 県庁地域医療整備課 地域医療係 ☎099-286-2693

◆粒子線がん治療費利子補給事業について

県では、県民が粒子線治療を受けやすい環境を整備するため、メディポリス指宿『がん粒子線治療研究センター』において粒子線治療を受ける患者本人やその家族などが治療費を金融機関から借り受けた場合に、利子の一部を助成する制度を平成23年4月から開始しました。制度の概要は以下のとおりです。

1 利子補給の対象者

『がん粒子線治療研究センター』で粒子線治療を受け、治療費の支払いのために金融機関から借入を行った患者本人またはその家族など（親族、同一世帯に属する方）とします。

ただし、患者本人は、治療開始時点において、県内に1年以上在住している方であり、世帯全員の課税総所得金額が600万円以下の世帯に属する方とします。

2 借入限度額および利子補給の割合など

(1) 対象借入金

金融機関からの借入金のうち粒子線治療料相当額（限度額：2,883千円）とします。

(2) 利子補給率

①年利率（6%以内）の100%・・・住民税非課税世帯に属する方

②年利率（6%以内）の50%・・・世帯全員の課税総所得金額が600万円以下の世帯に属する方

(3) 利子補給期間

5年（60月）を限度とします。

3 申請に必要な書類

(1) 利子補給金了承申請書

(2) 金銭消費貸借契約書の写し

(3) 金融機関が発行する返済予定表の写し

(4) 患者の属する世帯全員の住民票および所得証明書

(5) 粒子線治療を受けることの同意書の写し

(6) 親族とみなされることを証する書類（親族が申請者となる場合のみ）

(7) その他知事が必要と認める書類



▲メディポリス指宿
指宿市東方 5188 番地
TEL：0993-23-5188

4 申請から支払いまでの流れ

ア 申請

(1) 申請者が利子補給の承認申請書を県に提出

(2) 県が承認・不承認を決定し、申請者へ通知

イ 支払い

(3) アで承認された方は、各年1月から12月までの利子支払合計額を交付申請兼実績報告書により県に提出（年1回。翌年2月末までに提出）

(4) 県は交付額を決定し、1年分の利子支払い額を一括して交付

※申請書などは、県ホームページからのダウンロードおよび各地域振興局保健福祉環境部健康企画課で入手できます。

粒子線治療の4つの特徴

- 治療開始前に立てたスケジュール通りに治療が終了する。
- 仕事や日常生活を続けながら、外来での治療が可能である。
- 高齢者や基礎疾患を持っている方にも優しい治療。
- 治療後の社会復帰に支障をきたしにくい。

